⑽　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価技術提案資料の提出を受け、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。
総合評価技術提案資料に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。
⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や、設計図書で指定する工法等を変更する提案は不採用とする。
⑶　総合評価技術提案資料の記載に関する事項
①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と発注者が判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事で求める技術提案は、詳細設計での検討事項の提案であり、詳細設計完了後には必要に応じて、設計変更の対象として協議するものである。本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。
・橋梁の型式を変更する提案
・プレキャストＰＣ床版を、他の型式に変更する提案
・橋梁補強ではなく、橋梁の架け替えをする提案
・供用路線の迂回路（仮橋等）を構築する提案
・非出水期（10月～５月）以外に河川内橋脚の施工を実施する提案
②　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は下記⑷２）に記載する「可」と評価する。
③　総合評価技術提案資料は以下の事項に留意し、文字サイズ10ポイント以上で簡潔かつ要領よく記述するものとする。
・下記⑷に記載する評価項目①～④に対する技術提案数は、それぞれ最大３提案までとする。
・評価項目毎にＡ４サイズ１ページ以内に収めるものとする。なお、様式に従い技術提案の説明用資料を添付できる。
・１ページに記載できる行数は、最大42行とする。
・１つの技術提案の内容に関し記載できる行数は、最大２行とする。
・１行あたりに記載できる文字数は、最大48文字とする。
④　以下の場合は、該当する評価項目に関する全ての技術提案を不採用とする。
・技術提案数が３提案を超える場合
・１つの評価項目が１ページを超える場合
・１ページに記載された行数が、42行を超える場合
⑤　以下の場合は、該当する技術提案を不採用とする。
・１つの技術提案の内容に関し記載された行数が、２行を超える場合
・１行あたりに記載された文字数が、48文字を超える場合
⑥　以下の場合は、該当する技術提案を減点の対象とする場合がある。
・技術提案の内容に目的、実施する内容又は施工箇所が具体的に記載されていない場合
⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、相対的に評価する。
１）評価項目
工事目的物の性能・機能に関する事項
①　詳細設計において検討を行う、既設床版及びジベルの撤去時における合理的な施工方法が期待できる検討事項の提案
②　詳細設計において検討を行う、低水敷橋梁下部工補強時における合理的な施工方法が期待できる検討事項の提案
社会的要請に関する事項
③　詳細設計において検討を行う、一級河川木曽川の河川環境保全対策が期待できる検討事項の提案
④　詳細設計において検討を行う、供用路線に近接した現場内作業における安全対策が期待できる検討事項の提案
２）評価指標
共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、下記の通り評価する。
優：標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上：良に比べ、やや優れているもの。
良：標準案に比べ、優れているもの。
良下：良に比べ、やや劣っているもの。
可：標準案又は標準案と同等であるもの。
⑸　技術評価点の付与方法　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
工事目的物の性能・機能に関する事項
①　詳細設計において検討を行う、既設床版及びジベルの撤去時における合理的な施工方法が期待できる検討事項の提案
・技術評価点（40.0点）優40.0点・良上30.0点・良20.0点・良下10.0点・可0.0点
②　詳細設計において検討を行う、低水敷橋梁下部工補強時における合理的な施工方法が期待できる検討事項の提案
・技術評価点（30.0点）優30.0点・良上22.5点・良15.0点・良下7.5点・可0.0点
社会的要請に関する事項
③　詳細設計において検討を行う、一級河川木曽川の河川環境保全対策が期待できる検討事項の提案
・技術評価点（20.0点）優20.0点・良上15.0点・良10.0点・良下5.0点・可0.0点
④　詳細設計において検討を行う、供用路線に近接した現場内作業における安全対策が期待できる検討事項の提案
・技術評価点（10.0点）優10.0点・良上7.5点・良5.0点・良下2.5点・可0.0点
⑹　落札者となるべき者の決定方法　総合評価技術提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者となるべき者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100.0点）
③　価格評価点：０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格
【注：契約制限価格を超える者は対象としない】
Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格がすべて調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑺　上記⑹において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。
⑻　総合評価技術提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２―18―19　三井住友銀行名古屋ビル12階　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約課　電話052―222―1448